

平成26年度 第3回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

2 議 題

(2) 介護保険制度改正に関する国の考え方  
等について

- ① 第6期介護保険事業計画について  
～介護保険料算定の基本的な考え方～

## 第6期介護保険事業計画について ～介護保険料算定の基本的な考え方～

### 第6期介護保険事業計画策定にあたっての考え方

本市における「第6期介護保険事業計画」の策定にあたっては、国の基本的な考え方に基づき、以下のことをふまえながら検討を進めます。

#### (1) 地域包括ケア実現に向けた取組のさらなる推進

第6期介護保険事業計画の策定にあたっては、これまで第5期計画（第三次北九州市高齢者支援計画）において実施してきた地域包括ケアの実現に向けた取組をさらに発展。

#### (2) 介護保険制度の改正に対応した計画の検討

第6期介護保険事業計画の策定にあたっては、介護保険制度改正の趣旨及び内容をふまえ、適切に制度を運営していくための検討を行うことが必要。

#### (3) 2025年までの中長期的な視点による計画づくり

第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）に加え、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視点による計画づくりが必要。

### 具体的な検討項目

#### 本市におけるサービス水準(介護サービスの見込み量)



- これまでの給付実績や高齢者数の推移等をもとに、負担と給付のバランスにも留意し、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた介護サービスの見込み量を検討
- 介護保険施設等の整備については、今後の高齢化ピーク時以降の中長期的な見込みも考慮し、既存施設の整備状況、待機者の状況等をふまえ、適切な整備量を設定

#### 介護保険の費用(保険給付費+地域支援事業費)

### 介護保険料の決定

- 第6期介護保険料の設定にあたっては、平成26年7月28日開催の「全国介護保険担当課長会議」で示された国の基本的な考え方や、制度改正の内容などをふまえ、保険料段階の見直し、介護給付準備基金の活用なども検討

## 1 介護保険料算定の流れ

介護保険料算定の基本的な流れは以下のとおり。

① 【第1号被保険者数(65歳以上高齢者数)】を推計

② 【要介護認定者数】を推計

③ 【施設・居住系サービス利用者数】を推計

④ 【在宅サービス利用者数】を推計

⑤ 【各サービス毎の利用量】を推計

⑥ 【各サービスの給付費】を推計

### ◆第6期保険料基準額(月額)の算定方法◆

介護給付費(⑥)+地域支援事業費



第1号被保険者負担割合(22%)

÷12か月

第1号被保険者数

## 2 第6期介護保険料の増減要因（見込み）

第6期介護保険料の主な増減要因（見込み）は以下のとおり。

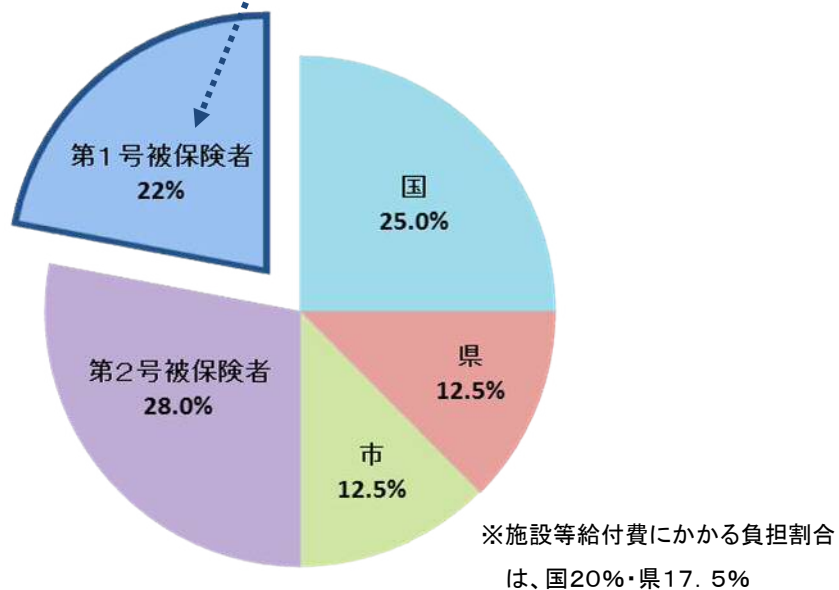
### 増加要因（見込み）

- 高齢者の増加に伴う介護給付費の増
- 第1号被保険者負担率の増（21%→22%）  
※ 全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合により決定
- 施設整備に伴う介護給付費の増

### 減少要因（見込み）

- 北九州市介護給付準備基金の活用

【参考】保険給付費等の費用負担割合



## 3 その他保険料算定にあたり検討すべき事項

### （1）国による保険料段階の見直し ※詳細は別紙

- 平成26年7月28日に開催された「全国介護保険担当課長会議」において、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、介護保険料の標準段階をこれまでの標準6段階から標準9段階に見直すことが示された。
- 本市では、第5期介護保険料において、より負担能力に応じた保険料となるよう保険料段階を「12段階」としており、第6期介護保険料における保険料段階をどのように設定するか、第1号被保険者の所得分布等も勘案しながら検討する必要がある。

## (2) 介護給付準備基金の活用

- 介護保険料の剰余分の積立である介護給付準備基金について、国は、
- 介護給付準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方であること。
  - 各保険者においては、その適正な取崩しを検討されたいこと。
- を基本的な考え方として示している。

本市においても国の考え方に基づき、介護給付準備基金の活用による介護保険料の上昇抑制について検討する必要がある。

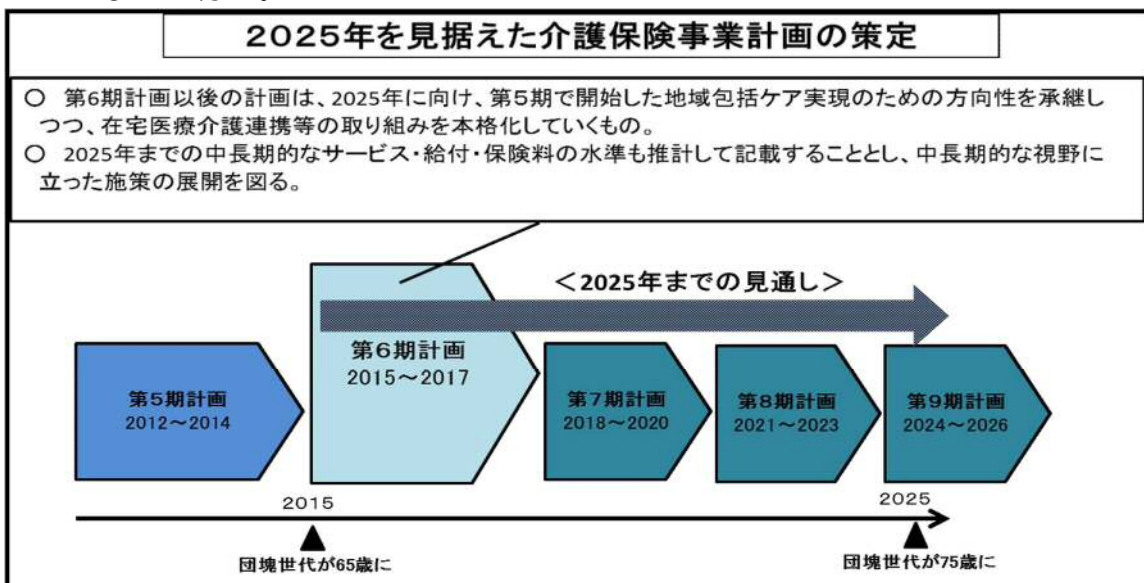
## (3) 介護保険制度改正に伴う影響

次期介護保険制度改正で予定されている以下の改正内容についても、その介護保険料への影響を考慮しながら検討する必要がある。

- 予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業（新しい総合事業）への移行
- 特別養護老人ホームの中重度者への重点化
- 一定以上所得者の利用者負担割合の見直し（2割負担）
- 補足給付の見直し（資産の勘案等）
- 低所得者の1号保険料の軽減強化

## 4 2025年のサービス水準等の推計

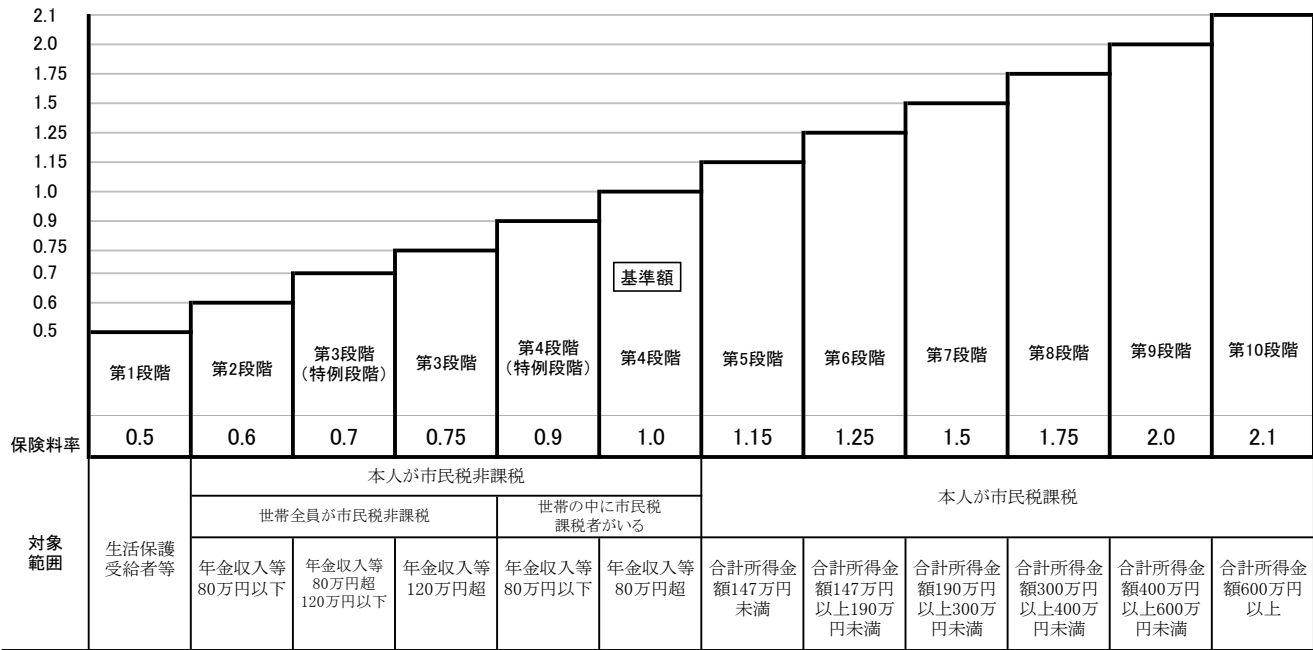
- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、介護保険事業計画に記載。
- 推計に当たっては、サービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行う。



# 別紙

## ◆第5期(平成24～26年度)の保険料段階

## 本市の第5期の保険料段階(12段階)



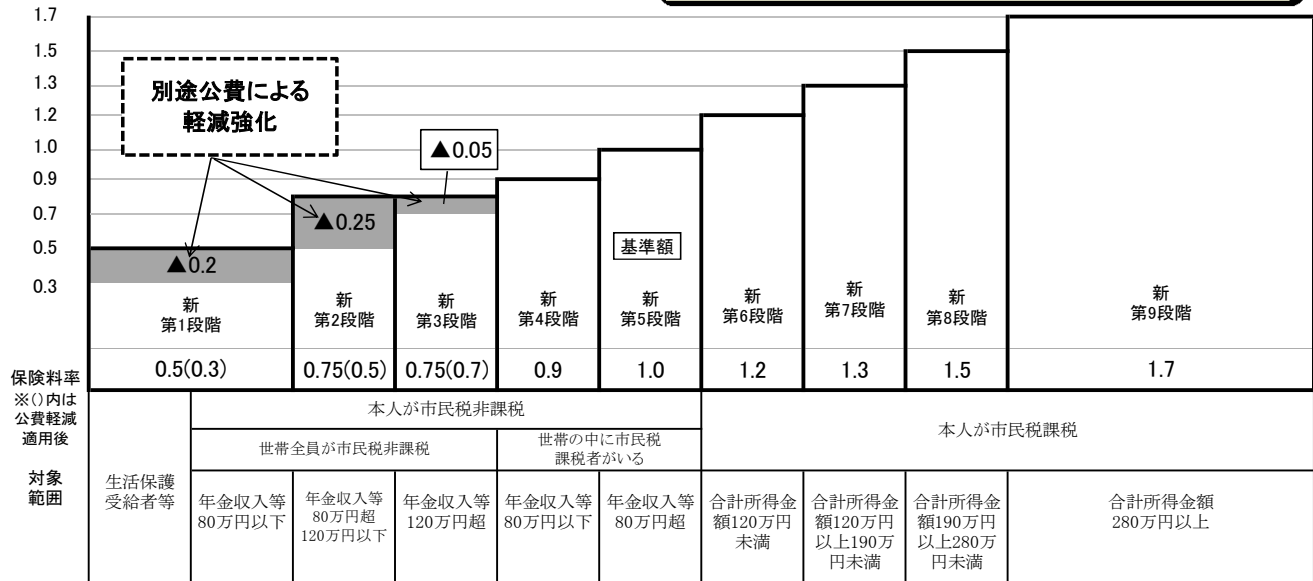
〈第5期保険料〉

段階	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
年額	31,620円	37,940円	44,260円	47,430円	56,910円	63,240円	72,720円	79,050円	94,860円	110,670円	126,480円	132,800円
月額	約2,640円	約3,170円	約3,690円	約3,960円	約4,750円	5,270円	6,060円	約6,590円	約7,910円	約9,230円	10,540円	約11,070円



## ◆第6期(平成27～29年度)の保険料段階

## 国が示した保険料段階(標準9段階) ※本市の保険料段階は今後検討



変更点	第1、第2段階の統合	特例第3、特例第4段階の標準化	標準第6段階(新第9段階)の一段上の多段階化を標準化
-----	------------	-----------------	----------------------------